

インプラント歯科専門医（仮称）申請に向けた共通研修（日本歯科専門医機構）の受講について ―広告可能専門医取得に必須！共通研修を受講して下さい！―

専門医制度担当特任理事 鮎川保則

広告可能専門医の取得を目指す先生方は日本歯科専門医機構（以下 機構）認定の共通研修を受講する必要があります。受講漏れがあると専門医が取得できません。本稿をよく読んで頂き、共通研修を必ず受講して下さい。

1. 共通研修とは？

共通研修は、機構が実施または機構が認定した研修のことを指します。

- ・インプラント学会（以下 学会）の出席、学会の教育講演等々……学会の単位
- ・共通研修…機構の単位

と理解して下さい。これまで通り学会参加等で学会の単位を取得する必要がありますが、加えて機構の単位（共通研修）を受講する必要があります。仮に学会を皆勤し、学会発表と論文執筆を沢山しても、共通研修を受講しなければ広告可能専門医になれません。

共通研修は以下の5つのカテゴリーがあります。

- ① 医療倫理
- ② 患者・医療者関係の構築
- ③ 医療安全
- ④ 院内感染対策
- ⑤ 医療関連法規、医療経済

これらを5年間で10単位取得する必要があります。また、①～⑤はそれぞれ最低1単位ずつとる必要があります。さらに、①②⑤は機構が主催する共通研修を受講する義務があります（例外あり 後述します）。機構主催の共通研修は例年1月ごろに開催されます。

《受講単位に関する注意》

必ず1年で2単位ずつ取得して下さい。2025年度1単位、2026年度3単位のような取り方は認められません。機構のHPには「共通研修は1年ごとに2単位の受講を推奨する」との記載があるのですが、それでも「毎年2単位」です。今年度2単位取り損なうと大変なことになる。

2. 共通研修の主催母体

共通研修は上記の機構主催のものと、学会主催のものがあります。当学会も今後共通研修を開催する予定ですが、制度構築の途上であり、今年度に関しては予定しておりません（以前お問い合わせがありましたが、これまで日本口腔インプラント学会が共通研修を開催した

ことはありません)。

3. 受講方法と単位認定

機構主催のものは機構 HP に開催概要が掲載されるので申し込みを各自でお願いします。他の学会が主催する共通研修を受講することもできます。

《他学会主催の共通研修に関する注意》

例えば口腔外科学会に入っている先生で、口腔外科学会主催の共通研修を 2 単位取得されているような方は、インプラント歯科専門医用にさらに 2 単位追加受講する必要はありません。複数の専門医をお持ちの先生（あるいは複数の専門医を目指す先生）でも、共通研修は年 2 単位で結構です。ただし注意して頂きたいのが、ご自身が入会されていない学会に非会員で参加して共通研修を受講しても単位にはなりませんのでご注意ください。例えば私は保存学会の会員ではありませんので、保存学会の共通研修に参加しても単位認定されません（例外 事前に学会間で話し合いをして単位を認定している場合は単位が認められます。そのような場合は事前に広報されます（〇月〇日に〇〇学会が開催する共通研修は、インプラント学会会員が受講しても単位が認定されます 等））。

さらに、学会事務局は「〇〇先生が A 学会の共通研修で単位を取得した」という情報を知る由もありませんので、他学会（あるいは機構）で共通研修を受講された場合は、学会事務局へ受講証をお送り頂く必要があります。他の広告専門医制度の例では、機構は申請の際に共通研修の受講証の提出を義務としておりますので、「他学会で共通研修を受講したが受講証を紛失した」といった場合には広告可能専門医の申請や更新が不可能になります。

4. いつから受講し始める？

実はインプラント歯科専門医を目指す先生方は、2023 年度から共通研修の単位を取得する必要があったのですが、周知が行き届いていなかったこともあり、機構の指示で今年度から受講が必須になりました。「2025 年度 共通研修 2 単位必須」です。必ず受講をお願いします。

5. 現在学会認定専門医の先生はいつ広告可能に切り替わる？

現在の学会認定専門医の期限の翌年度に機構認定の広告可能専門医の切り替え申請をして頂きます。ということは仮に 2026 年度に広告可能専門医制度が始まった場合、2025~~2026~~.3.31 に学会認定専門医の期限を迎えた先生はすぐに切り替えになります。2026.4.1 以降に機構に申請し、その年度に広告可能専門医となります（機構の審査は 2027.1 月頃の予定）。逆に、2024.3.31 に学会認定専門医の期限を迎えた先生は、2029.4.1 以降に広告可能専門医の申請を出すことになるので、4 年以上の差があり、不公平感はありません。機構もその点は認めており、厚労省に申し入れをしたそうですが、「学会認定専門医の切り替えのタイミングで広告可能専門医の申請を出させること」というのが厚労省の見解だそ

うですのでご理解下さい。

なお、施設長は学会認定専門医の期限を問わず、制度開始後速やかに広告可能専門医に切り替え予定です（制度が確定しておりませんので変更の可能性があります）。

例えば 2027.3.31 に学会認定専門医の期限が切れる先生は、2027 年度に広告可能専門医への切り替え申請となります。その時点で 2025～2027 年度の 3 年度分、計 6 単位の共通研修を受講して下さい。通例、機構に広告可能専門医を申請するのは年末になります。ですので 2027.3.31 に学会認定専門医の期限が切れる先生の場合、2027 年度は早い時期の共通研修受講をおすすめします。機構主催の共通研修は 1 月、2027 年度であれば 2028 年 1 月になります。その共通研修を受講しても 2027 年度の単位にはなりますが、専門医申請は上記のように 2027 年末で、すでに終了しておりますので、2027 年度の共通研修単位が不足の状態に機構に申請することとなってしまう、不認定となります。

6. 上記「①②⑤は機構が主催する共通研修を受講する義務があります」の例外について

機構の HP によると「2027 年度から受講を完全義務化とし、2029 年度から当該研修を受講しているか、評価・認定の対象とさせていただきます。」とあります。つまり、インプラント歯科専門医制度が仮に 2026 年度に開始したとして、2026, 2027, 2028 年度に広告可能専門医を申請される先生は、カテゴリー①②⑤は機構主催以外のもので単位取得されていても結構です。ただし、わかりにくいので今年度は 1 月以降に開催される機構の共通研修のうち、①②⑤のどれか 2 つの受講をおすすめします。

以上です。